

六月。鹿島郡能登島東方地頭天野遠政代堀籠宗重、越中に於ける軍忠を具申して吉見氏頼の證判を求む。

【天野文書】

四三一

天野安藝三郎遠政代堀籠六郎左衛門尉宗重軍忠事

右大將吉見三河守殿令對治能州凶徒、去年(氏頼)觀應六月六日

越中國御發向之間、奉屬彼御手、於越州(永見郡)横河保芝塔下

被取御陣之處、桃井播州并刑部大輔殿、民部少輔殿以下

凶徒、寄來彼所之間、終日致合戰、追歸凶徒畢。

一、同六月八日同國越州水谷城令夜討、致合戰忠、追落

彼城、入替敵陣畢。

一、同十四日水見湊夜討之時、爲彼人數令放火敵陣、討取數輩凶徒等了。

一、同十五日同國越州八代庄内被攻三角山城(凶徒當門)

尉之間、致合戰之刻、舍弟七郎宗成被疵(右肩)射疵畢。

一、同年七月一日押寄木谷城、致合戰之間、討取數輩凶徒等了。

一、今年(文和)四月五日桃井播州并刑部大輔殿、民部少輔殿以下凶徒、寄來同國芝塔下之間、捨身命致合戰忠節畢。此等次第、大將直御見知之上者、賜御證判爲備後證、恐々言上如件。

文和二年六月 日

承(吉見氏頼)了 在判

(この文中六月八日の條の水谷城を今の水見郡磯部村水谷にして、木谷城を稻積村木乃谷なるべしと考ふる者あれども、觀應三年九月の條には共に木谷に作れり。)

七月二日。足利義詮、石川郡大乘寺をして天下

靜謐を祈禱せしむ。

【大乘寺文書】 石川郡

四三二

天下靜謐御祈禱事、近日殊可抽參丹之狀如件。

文和二年七月二日

大乘寺長老(兼野)

在判(足利義詮)

七月十日。得田素章、養子章名に、羽咋郡得田

莊地頭職を讓る。

【得田文書】

四三三

讓渡 能登國得田庄地頭職事

養子舍弟又五郎藤原章名所

右件得田庄者、祖父兵衛次郎入道(章名)の手より、素章相傳畢。而無一子候之間、舍弟又五郎章名をやうしとして、

ほん證文等手繼之狀あいぐしてゆづり渡ところなり。他人のさまたげあるべからず。後家ならびに章房、のりもと

名田畠村々とりする也。いらんさまたげあるべからず。よて爲後日讓狀如件。

文和二年七月十日

沙彌素章 在判

七月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て實藏坊に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】

四三四

明日午刻於實藏坊

可有御集來矣

見聞

立政權律師奉 貞澄權少僧都奉
禪祈阿闍梨 承覺權律師奉
一運阿闍梨奉 連海大德奉
詮乘大德 禪俊阿闍梨奉
豪運大德奉

右依恒例所唱如件。

文和二年七月廿四日

勸進 善 耀

八月七日。足利尊氏、能登の士得田素章に感狀を與ふ。

【得田文書】

四三五

於能登越中兩國致忠節由、吉見三河守氏頼所注中也。尤以神妙、彌可抽戰功之如件。

文和二年八月七日

在判(足利尊氏)

得田次郎左衛門入道殿

八月十一日。後光嚴院、三位局に、羽咋郡土田莊等を知行せしめ給ふ。

【伏見宮記録】

四三六